

国語教育史学会

2001年度総会 報告書

1 . 規約改訂	1
2 . 2000年度事業報告	3
3 . 2000年度決算報告	5
4 . 2001年度役員選出	6
5 . 2001年度事業案	7
6 . 2001年度予算案	8
7 . 資料	9

2001年5月19日(土)

早稲田大学14号館807教室(8階)

〒169-8050 新宿区西早稲田1-6-1 03-5286-1562(直通)
090-8809-5303(田近携帯)
郵便振替口座 00110-6-190496「国語教育史学会」

mail@kokugokyouikushi.org

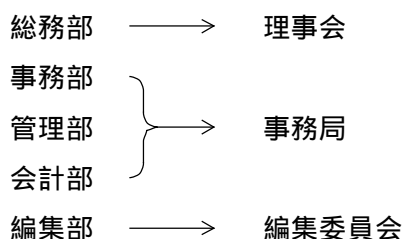
<http://www.kokugokyouikushi.org/>

1. 規約改訂

会則改定 (9ページに全文掲載)

a. 「理事」制度の導入と事務局改組

全国組織にするために、会務運営をより学術的な観点から向上させるべく、学識経験者を理事として受け入れ、会の重要事項を決定するため。これに伴い、それまでの組織を次のように変更する。



b. 「特別例会会員」の導入

前回の臨時総会で会則に拘束されない低額会員制度の要望があり、検討の結果、多くの学会に入会している会員が、本会に入会していることを鑑み、「特別例会会員」を設置し、例会の参加を中心とした活動の会員で、会費を定額にした会員制度を新規に設置する。「特別例会会員」と会員の違いは次の通り。

1. 会費を1,000円とする。(資料代は免除となる)
2. 会員選挙の被選挙権はない。
3. 紀要を希望の場合は、実費相当額を負担する。

例会規定(11ページに全文掲載)、研究紀要投稿規定(12ページに全文掲載)

「理事」「編集委員会」に改組により、文言の変更

会則 改訂内容

現 行	改訂(下線部が改訂部分)
(なし)	第4章 会員 (特別例会会員) 第9条 会員に準ずるものとして特別例会会員をおく。 <u>特別例会会員は役員</u> の被選挙権がない。
第5章 役員 (役員) 第11条 本会に次の役員をおく。 会長 1名 委員 若干名 会計監査 1名 (なし)	第5章 役員 (役員) 第12条 本会に次の役員をおく。 会長 1名 理事 若干名 会計監査 1名 (理事) 第14条 <u>理事は本会の事業を遂行する。会長に会務遂行不能の事故がある場合は、理事の一人が会長を代行する。理事は事務局を管理する。理事の数は5名以上とし、その数は会長が決定する。</u>

<p>(なし)</p> <p>(委員) 第13条 委員は会務を処理する。委員の数は会長が決定する。</p> <p>(委員会) 第14条 委員会は、会長、委員によって構成される。委員会は年1回以上開催する。また、代表が必要と認めた場合、もしくは委員2人以上の開催要請があった場合、委員会を開催する。</p> <p>(部) 第16条 本会は会務を処理するために次の部をおく。総務部、管理部、編集部、事務部、会計部。各部門は委員によって構成される。各部門には部長を1名おく。部長は委員の互選によって選出する。各部門の人数は会長が決定する。</p> <p>(総務部) 第17条 総務部は本会の事業を遂行する。会長に会務遂行不能の事故がある場合は、総務部長が会長を代行する。</p> <p>(管理部) 第18条 管理部は本会の事業で使用した資料および、記録の収集、保管をする。</p> <p>(編集部) 第19条 編集部は研究紀要、機関誌、その他の出版物の編集を行う。</p> <p>(事務部) 第20条 事務部は本会の事業の事務処理を行う。</p> <p>(会計部) 第21節 会計部は会計業務を行う。</p> <p>(なし - 編集部改組)</p>	<p>(理事会) 第15条 <u>理事会は、会長、理事によって構成され、会の運営を遂行する。理事会は年1回以上開催する。また、会長が必要と認めた場合、もしくは理事2人以上の開催要請があった場合、理事会を開催する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(事務局) 第17条 <u>本会は会務を処理するために事務局をおく。事務局に管理、事務、会計の各担当をおく。各担当の人数は理事会で決定する。事務局には事務局長をおく。事務局長は理事が兼任し、理事会で決定する。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(管理担当) 第18条 管理担当は本会の事業で使用した資料および、記録の収集、保管をする。</p> <p>(削除 - 編集委員会へ)</p> <p>(事務担当) 第19条 事務担当は本会の事業の事務処理を行う。</p> <p>(会計担当) 第20条 会計担当は会計業務を行う。</p> <p>(編集委員会) 第21条 <u>本会に編集委員会をおく。編集委員会は第3章第1節2の事業を遂行する。編集委員は総会によって決定する。編集委員会に編集委員長をおく。編集委員長は理事が兼任する。編集委員長は理事会で決定する。</u></p>
<p>第6章 総会 (開催) 第24条 定期総会は年1回開催する。なお必要に応じ臨時総会を開催することができる。総会の開催は委員会の協議を経るものとする。</p>	<p>第6章 総会 (開催) 第24条 定期総会は年1回開催する。なお必要に応じ臨時総会を開催することができる。総会の開催は<u>理事会</u>の協議を経るものとする。</p>
<p>第7章 会計 (会費) 第26条 会費は年3000円とする。会員以外が例会等に参加する場合は、若干の資料代を別途徴収する。紀要執筆者については紀要発行時に別途費用を負担する。</p>	<p>第7章 会計 (会費) 第26条 会員の会費は年3000円とする。<u>特別例会会員の会費は年1000円とする。</u>会員以外が例会等に参加する場合は、若干の資料代を別途徴収する。紀要執筆者については紀要発行時に別途費用を負担する。</p>

2 . 2000年度事業報告

a . 研究会

2000年度は国語教育史研究会を含め8回開催した。参加者はのべ175名。2000年1月20日に「国語教育史研究会」から「国語教育史学会」に改組。

b . 紀要発行

学会改組のため、編集を学会発足後に延期。

c . 独自ドメイン取得

<http://www.kokugokyouikushi.org/> にて正式公開中。

mail@kokugokyouikushi.org

a . 研究会

回	月日	種別	題目・発表者	人数
国語教育史研究会				
第11回	2000年 5.13(土)	研究	「音声言語の範囲で捉えられた「言語生活」の概念」 - 大正から昭和初期での語の使用 黒川 孝広(吉祥女子中学・高等学校)	16
		総会	規約改訂、事業報告、決算、委員選出、事業案、予算案	
第12回	6.17(土)	研究	「山口喜一郎の「話言葉の教育」の核となる「心内語」とは」 前田 健太郎(早稲田実業学校 講師)	12
		研究	「昭和二十年代国語教育におけるコミュニケーション概念」 渡辺 通子(茨城県立多賀高等学校)	
第13回	7.15(土)	研究	「漢文教育の上にもみる新教育の特質」 坂口 京子(荒川区立第四中学校)	18
		資料紹介	「昭和20年代における総合主義教育」(東京第三師範附属小学校) 浅見 優子(千代田区立お茶の水小学校)	
第14回	9.9(土)	研究	「日本の「解釈学」」 田近 洵一(早稲田大学教育学部)	25
		資料紹介	「昭和20年代における総合主義教育」(福沢小学校) 今井 亮仁(早稲田大学大学院)	
第15回	10.7(土)	研究	「国語教育におけるジェンダー」 牛山 恵(都留文科大学)	21
		資料紹介	「昭和20年代における総合主義教育」(大泉中学校) 工藤 哲夫(東京学芸大学附属大泉中学校)	
第16回	12.9(土)	研究	「高等学校国語教科書における『こころ』研究」 高山 実佐(都立足立工業高等学校)	21

		資料紹介	「昭和20年代における総合主義教育の変質 - 東京学芸大学附属世田谷中学校 -」 笠井正信（東京学芸大学附属世田谷中学校）	
第17回	2001年 1.20(土)	研究	「森岡健二におけるコンポジション理論」 喜多見 眞弓（中央区立日本橋中学校）	17
		研究	「山口喜一郎と西尾実の「話しことば教育」論の比較」 前田 健太郎（早稲田実業学校講師、都立目黒高等学校講師）	
		臨時総会	規約改訂	
国語教育史学会				
第18回	3.3(土)	研究	「戦後カリキュラム研究における国語教育の特質」 坂口 京子（荒川区立第四中学校）	45
		学会設立 記念講演	「戦後「新教育」を振り返って」 倉澤栄吉先生	

3 . 2000年度決算報告

a . 収入

会費41人分、資料代などでまかなった。

b . 支出

郵送代、封筒代や文具など。切手代、封筒印刷などは一番安価な方法で処理。なお、切手の寄付などがあり、郵送費の決算が低額となっている。

決算

	2000予算	2000決算	差異	備考
収入の部				
会費(3000円)	120,000	123,000	3,000	会員41人分
紀要投稿料	220,000	0	-220,000	紀要発行延期のため
例会参加費(資料代)		4,000	4,000	予算に計上せず
前年度繰越	60,428	60,428	0	
計	400,428	187,428	-213,000	
支出の部				
郵送費	25,000	12,480	9,980	切手寄付で定額
文具費	10,000	6,589	3,411	
紀要発行(2回分)	310,000	0	310,000	紀要発行延期のため
研究会費	50,000	58,050	-8,050	会場費など
予備費	5,428	10,500	-5,072	
計	400,428	87,619	312,809	
収支(次年度繰越)	0	99,809		

上記のとおり報告いたします。

平成13年5月19日

会計 渡辺 通子

監査の結果、会計に問題なく正規に処理されたことを証します。

監査 熊谷 芳郎

4 . 2001年度役員選出

	2000年度委員
会 長	田近洵一
総務部	小原 俊、石毛慎一、北林 敬、 工藤哲夫、前田健太郎
管理部	小原 俊、工藤哲夫、前田健太郎
編集部	石毛慎一、北林 敬、黒川孝広
事務部	黒川孝広、坂口京子
会計部	渡辺通子
監 査	牛山 恵

	2001年度役員
会 長	田近洵一
理 事	浜本純逸、府川源一郎、吉田裕久、牛山恵、甲斐雄一郎、 小原 俊、黒川孝広
事務局	黒川孝広、渡辺通子、坂口京子、前田健太郎、工藤哲夫
編集委員会	小原 俊、黒川孝広、石毛慎一、北林 敬
監 査	(後日会長より委嘱いたします)

会則第16条により、次の先生方を顧問として推戴申し上げることにします。

顧 問	倉澤栄吉、古田東朔、野地潤家、大平浩哉
-----	---------------------

5 . 2001年度事業

a . 例会

2001年度は7回を予定。うち1回を国語教育史にかかわる先人の講演を予定。

b . 紀要発行

学会に改組のため、今回が最初の発行。(11月発行予定)

投稿規定については、今月末に会員に送付。

c . ホームページ公開

<http://www.kokugokyouikushi.org> 電子メール：mail@kokugokyouikushi.org

a . 例会の予定

19回 5月19日(土)

20回 6月16日(土)

21回 7月17日(土)

22回 8月(日本国語教育学会の前日を予定)

23回 10月

24回 11月

25回 12月

26回 3月

秋に古田東朔先生の講演会を予定。

b . 紀要刊行(案) 詳細は編集委員会で決定

『国語教育史研究』

11月刊行予定 B5判横組み、2段組、TeXによるオンデマンド印刷、ISSN1345-2924

特集 昭和20年代の国語教育

講演記録

倉澤栄吉先生 戦後「新教育」を振り返って

当時の思い出(思潮・理論と実践と動向)

各先生方に依頼予定

論文

資料紹介

報告(会務連絡、会則、規定、入会方法)

6 . 2001年度予算

a . 収入

会員を20名増加の60名として計算。特別会員を10名として計算、資料代は8人として計算。紀要投稿を15人として計算。

b . 支出

郵送代、封筒代や文具など。紀要発行は2000年度分が年度内に発行できなかったため、2001年度の事業として新たに処理。そのため2001年度15論文として算出。印刷費用は1号あたり200部、郵送費を含め270,000円として算出。例会案内は今まで封書で行っていたが、一部ハガキで行う。広報分とて何回か会員外にも発送。

	2000予算	2001予算	差異	備考
収入の部				
会費	120,000	190,000	70,000	3000×60、1000×10
例会参加費		4,000	4,000	資料代500×8
紀要投稿料	220,000	150,000	-70,000	15論文として計算
前年度繰越	60,428	99,809	39,381	
計	400,428	443,809	43,381	
支出の部				
通信費	25,000	73,000	48,000	郵送費、広報分を含む
文具費	10,000	20,000	10,000	
紀要発行費	310,000	270,000	-40,000	印刷費、郵送費
研究会費	50,000	80,000	30,000	
予備費	5,428	809	-4,619	
計	400,428	443,809	43,381	
収支	0	0		

紀要発行見積(頁数:200 冊数:200 規格:B5)

印刷代	4.75円	×200頁	×200冊	=	190,000円
セット料	50円	×200頁		=	10,000円
表紙代(レザック常備色)	33円		×200冊	=	6,600円
表紙作成代	1000円			=	1,000円
製本代(くるみ製本)	30円		×200冊	=	6,000円
合計					213,600円

7. 資料

1. 会則 改訂版	9ページ
2. 例会規定 改訂版	11ページ
3. 研究紀要 投稿規定 改訂版	12ページ

会則 改訂版

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称を「国語教育史学会」とする。

(所在)

第2条 本会に事務局をおく。本会の所在地を事務局の住所とする。

第2章 目的

(目的)

第3条 本会は国語教育史を科学的に研究すること、国語教育を理論的に研究すること、国語教育史資料を収集・保存すること、および会員相互の研究に連絡をはかることを目的とする。

第3章 事業

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- 1 例会、講演会、調査研究報告会等の開催。
- 2 研究紀要、機関誌、その他の出版物の刊行。
- 3 その他本会の目的を達成するために必要な事業。

(例会)

第5条 例会は、年6回以上開催する。

(研究紀要)

第6条 研究紀要は、年1回以上刊行する。研究紀要の投稿規定は別に定める。

第4章 会員

(会員)

第7条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、本会の会員から推薦された者とする。会員は会費の納入の義務を負う。

(名誉会員)

第8条 本会に著しく貢献した場合、理事会の議決により名誉会員とし、栄誉をたたえる。

(特別例会会員)

第9条 会員に準ずるものとして特別例会会員をおく。特別例会会員は役員の被選挙権がない。

(入会)

第10条 入会は、本会あてに書面による入会手続きをもって行う。

(退会)

第11条 退会は、本会あてに書面による退会手続きをもって行う。

第5章 役員

(役員)

第12条 本会に次の役員をおく。

- 会長 1名
- 理事 若干名
- 会計監査 1名

(会長)

第13条 会長は本会を代表し、本会の責任を負う。

(理事)

第14条 理事は本会の事業を遂行する。会長に会務遂行不能の事故がある場合は、理事の一人が会長を代行する。理事は事務局を管理する。理事の数は5名以上とし、その数は会長が決定する。

(理事会)

第15条 理事会は、会長、理事によって構成され、会の運営を遂行する。理事会は年1回以上開催する。また、会長が必要と認めた場合、もしくは理事2人以上の開催要請があった場合、理事会を開催する。

(顧問)

第16条 本会に顧問を若干名おくことができる。顧問は理事会の推薦により、会長が委嘱する。顧問は本会の重要な事項につき会長の諮問に応じて意見を述べる。

(事務局)

第17条 本会は会務を処理するために事務局をおく。事務局に管理、事務、会計の各担当をおく。各担当の人数は理事会で決定する。事務局には事務局長をおく。事務局長は理事が兼任し、理事会で決定する。

(管理担当)

第18条 管理担当は本会の事業で使用した資料および、記録の収集、保管をする。

(事務担当)

第19条 事務担当は本会の事業の事務処理を行う。

(会計担当)

第20条 会計担当は会計業務を行う。

(編集委員会)

第21条 本会に編集委員会をおく。編集委員会は第4条2の事業を遂行する。編集委員は総会によって決定する。編集委員会に編集委員長をおく。編集委員長は理事が兼任する。編集委員長は理事会で決定する。

(任期)

第22条 役員、編集委員の任期は1年とし、総会にて選出されるものとする。ただし、をさまたげない。

第6章 総会

(総会)

第23条 総会は本会において最高の決定機関である。全ての会員は総会に出席する権利を有する。

(開催)

第24条 定期総会は年1回開催する。なお必要に応じ臨時総会を開催することができる。総会の開催は理事会の協議を経るものとする。

第7章 会計

(経費)

第25条 本会の経費は、会費、その他の収入でまかなう。その他の経費は委員会で決定する。

(会費)

第26条 会員の会費は年3000円とする。特別例会会員の会費は年1000円とする。会員以外が例会等に参加する場合は、若干の資料代を別途徴収する。紀要執筆者については紀要発行時に別途費用を負担する。

(会計年度)

第27条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(予算)

第28条 予算は総会の議決を必要とする。

(決算)

第29条 決算は会計年度終了後に会計監査を経て総会に報告する。

第8章 付則

(会則の改正)

第30条 本会則を変更するには理事会の協議を経て総会の議決を必要とする。

(付則)

第31条 本会則は1999年3月21日より施行される。

1999年3月21日制定

2000年5月13日改訂

2001年1月20日改訂

2001年5月19日改訂

例会規定 改訂版

第1章 総則

(目的)

第1条 本規定は本会会則に定めた例会に必要な事項を定める。

第2章 運営

(企画)

第2条 例会の日程、内容は理事会で決定する。

(事務局)

第3条 事務局は例会に関する事務、管理、会計を執り行う。

(管理担当)

管理部は例会に使用した当日出席の記録、研究発表および資料紹介等に使用した印刷資料および、その他の記録の収集、保管を行う。

(事務担当)

第4条 事務担当は例会の連絡通知、案内作成、会場の確保、会場掲示、会場設備などの事務処理を行う。

(会計担当)

第5条 会計担当は例会の諸費用についての管理、資料代の徴収などを行う。

第3章 発表

(発表者)

第6条 発表できる者は、本会員とする。但し、理事会の議決により本会員資格がなくとも発表することができる。

(発表種類)

第7条 発表できる内容は、次の通りとする。

1. 研究
2. 資料紹介
3. 講演

(未発表)

第8条 発表内容は他の学会・研究会で未発表のものとする。

(申し込み)

第9条 発表申し込みは随時受け付ける。

(発表要旨送付)

第10条 例会発表者は発表を行う30日前までに、発表要旨を5部、事務局あてに提出する。事務局は例会までに発表要旨を会長、理事および司会に配付する。

(配付資料送付)

第11条 例会発表者は発表を行う7日前までに、配布する資料を5部、事務局あてに提出する。事務局は例会までに配付資料を会長、理事および司会に配付する。

(配付資料用意)

第12条 発表者は当日までに発表資料を用意する。資料の部数については、別に定める。

第4章 著作権

(著作権)

第13条 例会で発表した記録の著作権は、当該発表者に帰属する。ただし、本会では本会で記録した発表要旨を、映像、音声記録を使用することができる。発表要旨は公開を原則とする。

(紛争)

第14条 発表内容について、著作権侵害、名誉毀損、またはその他の紛争が生じた場合、当該発表者を当事者とする。

第5章 付則

第15条 本規定外の事項については、別に定める。

第16条 本規定の改訂は、理事会の協議を経て決定する。

第17条 本規定は2001年1月20日より施行する。

2001年1月20日施行

2001年5月19日改訂

研究紀要 投稿規定 改訂版

第1章 総則

(目的)

第1条 本規定は本会会則に定めた研究紀要の編集等に必要な事項、ならびに投稿についての規定を定める。

(名称)

第2条 本会の研究紀要の名称を「国語教育史研究」とする。

(編集)

第3条 研究紀要の編集は編集委員会が行う。

(査読)

第4条 投稿は査読制とする。査読は査読委員によって行う。査読は1論文について複数の査読委員が行う。査読委員は理事会の選定を経て会長が委嘱する。理事または編集委員は査読委員を兼ねることができる。

第2章 内容

(種類)

第5条 研究紀要は次の種類によって構成する。

1. 研究論文
2. 資料紹介
3. 報告(シンポジウム、講演要旨を含む)
4. その他

第3章 投稿

(投稿者)

第6条 投稿できる者は、本会員とする。但し、編集委員会の3分の2以上の賛成により、本会員以外からの投稿を受け付けることができる。

(受付)

第7条 論文は随時受け付ける。提出する原稿は3部とする。

(受理日)

第8条 投稿は本会に到着した日をもって受理日とし、採用決定日を付記する。

(未発表)

第9条 投稿は未発表のものとする。二重投稿の場合は掲載しない。

(英文抄録)

第10条 英文抄録を1部添付する。英文抄録は、100～200語程度とする。英文抄録は、掲載が決定した後に提出する。

(掲載料)

第11条 掲載料は、一論文10,000円とする。但し、制限ページ数を超える場合、図、表、写真を入れる場合、別刷を希望する場合は実費相当額が請求される。

(配布)

第12条 掲載された者には、紀要を1部配布する。追加分については実相当額にて頒布する。

第4章 著作権

(著作編集権)

第13条 本会が編集発行する研究紀要の編集著作権は本会に帰属する。

(著作権)

第14条 研究紀要に掲載された個々の著作物の著作権は、当該著作物の著作権者に帰属する。

(紛争)

第15条 研究紀要に掲載された個々の著作物について、著作権侵害、名誉毀損、またはその他の紛争が生じた場合、当該著作物の著作者を当事者とする。

第5章 原稿形態

(原稿形態)

第16条 投稿原稿は刷り上がりは8ページ、400字詰原稿用紙約39枚分以内とするが、編集委員会の判断により、その上限を越えることを許可することができる。刷り上り1ページの字数は、横書きで23字×44行×2段=2024字とする。文字の大きさは約9ポイントとする。原則として横書きとするが、縦書きの部分が必要な場合は、その箇所のみ図として挿入する。

(1枚目)

第17条 一枚目は、1行目に原稿種別、2行目にタイトル、3行目にサブタイトル、5行目に氏名、8行目から本文とする。罫線

は、1文字分、1行分使用する。小見出しは2行取り、上の1行を空けて、下の1行に記入すること。小見出しはゴシック体または大きな明朝体とする。

(書体の指定)

第18条 文中の活字書体の指定は明朝体とゴシック体の二種類とする。

(文字飾指定)

第19条 文字飾りは、下線、傍点のみとする。但し、古文、漢文などについての特殊な指定は相談の上、決定する。

第6章 会計

(予算)

第20条 研究紀要の編集、発行等の業務に必要な経費は本会予算より処理するものとする。但し、予算の必要上研究紀要の配布を有償として補助費を賄うこともできる。

(頒布)

第21条 研究紀要の頒布は、会員の場合は無償で1冊頒布する。特別例会会員は有償で頒布する。会員以外の場合は、発行経費に勘案して額を決定し頒布する。

第7章 付則

第22条 本規定外の事項については、別に定める。

第23条 本規定の改定は、理事会の協議を経て決定する。

第24条 本規定は1999年3月21日より施行する。

1999年3月21日施行

2000年5月13日改訂

2001年1月20日改訂

2001年5月19日改訂